

中華帝国システムにおける「華」と「夷」

(神戸大学) 王 柯

I. はじめに

「中華帝国」が正式な国家名称になったのは、中国史上において一度だけであり、しかもわずか83日間で終わった。1916年（民国5年）元旦、袁世凱は帝制を強行し、国号を中華帝国と改めた。ところが、全国に反対運動が起こり、袁はわずかに83日間で帝制の取消しに追い込まれ、失意のうちに急死した。にもかかわらず、近代以前の中国の王朝——中華王朝——が中華帝国だったという漠然とした認識は、普遍的に受け入れられていた。

「中華帝国」が存在していたかを考える際に重要になってくるのは、「皇帝」についての中華的な考え方である。中国語では本来「帝」が「天帝」や「天」を意味するものであり、殷商の時代から「天帝」の意志で天下を支配するものが「王」と呼ばれるようになった。しかし、西周の末期から王権が衰退し、諸侯国が相次いで「王」と称した。さらに紀元前288年に秦の昭王は一度、諸王を支配する王という意味で、「(西) 帝」とも称した。紀元前221年、秦昭王の孫である嬴政は中国を統一し、中華王朝の支配者の名称を「皇帝」と改めた。「皇」が「大きい」、「帝」が「天意」にしたがう支配。いうまでもなく、「皇帝」が誕生した背景には、天がひとつ、天下も、天子もひとつという「天下思想」があった。

そのように考えると、ヨーロッパとアジアにおいて、empireと帝国、emperorと皇帝、用語が誕生する文化的歴史的背景がそれぞれ異なるにもかかわらず、その政治哲学的な発想は実に共通するところが多かった。王国より範囲の広い国、世界でひとつしかない唯一の国、そして諸王のなかの王、

王に優越する帝王。どちらも唯一的、至上的、中心的のような性格をもつ理念であった。換言すれば、本当の「帝国」かどうかは、「帝国」という名称が使用されているかどうかで判断するものではなく、精神的にも地理的にも、この唯一的、至上的、中心的という力量をもつ社会システムを達成させたかどうかで判断するものであった。中国史上においては、「中華帝国システム」を築き上げたのが、実にわずか秦、漢、隋、唐、元、明、清の七つの王朝に過ぎなかった。

四方の国々に対照してはじめて「中国」が確認されるように、「中華」が世界の中心を占めるという自信は、周辺「四夷」を確認したうえで獲得するものであった。そのため、中華帝国の唯一性、至上性と中核性は、事実上ほとんど周辺の異民族集団——「夷」——に対してはじめて証明されるものである。

しかし、唯一的、絶対的、中心的といった性質は、一定の生産力段階にある人類が自然を認識する力に対応するものである。人類社会の生産力が不断に発達するにつれて、唯一的、絶対的、中心的といった性質が相対的になったり、変質したりすることも当然ありうる。この地点において、「古典的」と「近代的」の衝突が起こる。「中華帝国システム」を巡る「古典的」と「近代的」の大きな衝突は、帝国システムにおける「中」と「外」、「華」と「夷」の区分を、近代国家システムに照していかん説明するかという問題である。

近代以前の東アジア地域において、ひとつの政治圏が存在した。それは、周辺の政治権力が中国の王朝——中華王朝——に「朝貢」の使節を送って服従を表明し、中華王朝から「冊封」——その

地域の支配者であるとの承認、具体的にいうと官号・爵位と官印の配付——を受けることを通じて政治的権威を獲得するというようなシステムであり、「中華帝国世界」とも呼ばれた。しかし、この前近代的朝貢——冊封体制において、主権と宗主権の領域はきわめて不明瞭であった。近代に入ってから、その不明瞭さは辺境線の画定、辺境地域に住む民族の独立する権利などを巡り、紛争の火種にもなった。

たしかに、前近代の歴史は「主権」・「宗主権」といった近代的用語をもって語れない部分がある。しかし、「中華帝国」システムにおける「中」と「外」、「華」と「夷」の位置付けと相互関係を理解し、その民族、国家、国境、主権など近代国家の理念とのつながりを究明することは、20世紀以降の中国社会における変化の趨勢を理解するために欠かせないことも明らかであろう。こうした問題意識を踏まえ、本稿は歴代の「中華帝国」を、支配者の民族的出自にしたがって漢人王朝と征服王朝に分類し、漢人王朝の最盛期である漢と唐、征服王朝の最盛期である元と清を取り上げて「華」と「夷」に関する位置付けと相互関係を分析する。また、各王朝による「中華帝国システム」の相違性と共通項を抽出し、類型化も試みる。

Ⅱ. 漢帝国

中華帝国の歴史は、一般的に秦王朝から始まったと考えられている⁽¹⁾。その理由は、「皇帝」名称の誕生というより、むしろ「皇帝」誕生の契機となった中国史上はじめての「大一統」の実現にあった。「昔、五帝による支配範囲はただの千里、周辺に侯服夷服がいれば、服従か否かが、天子の指図にならぬ。陛下は義兵を興し、賤賊を誅し、天下を鎮め、海内に郡県を置き、法令を一統にした。大昔から未曾有のことなり、五帝もこれに及ばぬ。」⁽²⁾明らかに、「中国」である「海内」だけではなく、周辺を含む「天下」の統一、つまり

「大一統」こそ「中華帝国」のスタイルであった。ちなみに、この基準でみれば、中国史上の「中華帝国」は、秦、漢、隋、唐、元、明と清王朝になるだろう。

近年来の研究では、封建制度を打ち壊して郡県制と中央集権制を実施し、統一された法律のもとに権力を独裁君主に高度に集中させた秦王朝も、支配した周辺の異民族地域に設置した郡のなか、民族、部族別による「属邦」（「道」とも呼ぶ）を設け、現地民族の酋長を通じて間接的に支配する体制を敷いたことが実証された⁽³⁾。つまり、中華帝国の「大一統」の伝統は、民族的に言えば、中華の部分だけではなく、周辺の夷を含む多民族的なものであった。しかし資料の欠如によって、秦王朝の「属邦制度」の全貌を明らかにすることはもはや不可能に近い。

紀元前206年、秦王朝は滅び、劉邦が漢王朝の「皇帝」となった。ところが、本来秦の勢力範囲に入っていた南越、東越、西南夷及び朝鮮の各国は、秦の消滅に伴いそれぞれ独立した状態にあった。建国に当たり、漢は既成の事実を踏まえ、それぞれ「外臣」とし（「約為外臣」）、その支配者を王に封ずることにした⁽⁴⁾。司馬遷が「名為外臣、実一州主」と指摘したように、「外臣」は漢の指図をほとんど受けず、実に高い独立性を保っていた⁽⁵⁾。

例えば、高祖以後、漢が越との辺境貿易（「関市」）、そして鉄器輸出を禁止したため、南越王はこれを「別異蠻夷」、つまり民族差別だと反発し、自ら「南越武帝」と称するようになった。その後、漢文帝が「服領以南、王自治之」を条件に「両帝並立」の解消を要請し、南越ははじめて「長く藩臣になり、貢職を奉じたい」（「願長為藩臣、奉貢職」）、「臣を称し使を派遣し入朝する」（「称臣遣使入朝」）と表明し、紀元前135年に漢軍の援助で閩越の侵攻を撃退してから、「遣太子嬰齊入宿衛」と王本人の「入見」をした⁽⁶⁾。

しかし、紀元前113年に、本来「外臣」だった南越王が「内属」を求め、「内地の諸侯と同じく三年に一度来朝し、辺境にある関所の撤去を要請した」⁷⁾。それに対し、漢はさらに「用漢法」（漢の法を用いる）を要求し、「丞相の呂嘉に銀印、及び内史、中尉、太傅の印を賜り、ほかは自治する」と約束した。

つまり、漢王朝は、周辺の異民族集団をそれぞれ「外臣」や「内属」として認め、その支配者を「王」の称号をもって冊封して、その異民族集団を「国」として認めた⁸⁾。「外臣」の国になる集団に対し、漢王朝は王位の承認、他国による侵略からの保護と同時に、「称臣」（臣と称して服従する）・「遣使入朝」と「奉貢職」（身分に応じて朝貢する）・「入宿衛」（人質として王位継承者を漢の朝廷に送ること）を要求する⁹⁾。そして、「内属」の国からは、外臣国よりも頻繁に朝貢を受け、それに対し直接統治地域との間にある関所を撤去し、さらに漢王朝と統一した「漢法」¹⁰⁾を適用させ、高級官僚の最終任命権を握った。

注目すべきは、漢王朝は外臣も、内属も、「属国」に対してすべて「自治」を許したことであった。「二千年の政、秦政なり」¹¹⁾。秦王朝はあらゆる面において後世に大きな影響を残し、こうした漢王朝の制度も秦王朝の伝統から来たものであった。漢王朝は高祖劉邦の諱を避けて名称を「属国」に変えたが、秦王朝の「属邦」制度をほぼそのまま継承した。秦王朝の「大一統」の国家体制と中央集権的政治体制は、二千年来中国の歴代王朝の基本的なモデルとなりながらも、周辺の異民族集団に対する直接支配を求めず、「自治」を許すという伝統を残した。この伝統は、二千年前の若き中華帝国の時代から今日まで、実に一貫して継承されてきたのである。

そしてこの伝統に対し、漢王朝の貢献は、むしろ次の二点であった。第一は、「属国」を明確に「外臣」と「内属」とに分け、中国——内属国——

外臣国という帝国システムの三重構造を明白に整えたことであった。第二は、この構造のなかにおいて「外臣」の国が「内属」の国に移行できる、そして不断に移行しているという方向性を示したことであった。とくに第二点目は、中華帝国の領域の拡大を理解することにおいて、重要なキーポイントであった。

「外臣」と「内属」の区別にあたり、漢王朝が提示した指標は、「朝貢の頻度」、「最高幹部に関する最終任命権の所在」、そして「辺境」と「法」に対する扱い方であった。今日の視点で見れば、これは「主権」と「領土」にかかわる問題である。つまり、外臣国に対し、漢王朝が求めているのは「宗主権」であり、その「領土」を直接支配しようとはしなかった。「外臣国」による「自治」は、事実上絶対的な「自治」であった。そして内属国に対し、漢王朝はその主権を直接掌握し、その領土も王朝領土の一部だと考えた。「内属国」による「自治」は、事実上相対的な「自治」であった。

「外臣」から「内属」に変わる際、本来漢王朝との間にあった「辺関」、つまり辺境線が撤廃されることは、以上のような「主権」と「領土」の問題における周辺民族に対する中華帝国の考え方を如実に反映するものであった。この考え方は、万里の長城の思想からも読み取れる。周知の通り、秦漢時代において、万里の長城は大体中国の西方と北方にしか建設されなかった。その直接の理由は、西方と北方の異民族集団は大体遊牧民族であり、とくに匈奴という強大な遊牧民族集団があることであった。しかし注目すべきは、決して万里の長城の位置は不変のものではなく、漢王朝も終始匈奴を万里の長城以外に拒まなかった。万里の長城を巡る漢王朝と匈奴との攻防、および両者関係の変遷を通じて、漢王朝がいかに中華帝国の秩序を構築したのかが見ることができる。

秦漢時代以前から、中国の北方にある匈奴は強大な遊牧国家に成長し、中国に脅威を与え続けた。

始皇帝は中国の統一を達成してから、匈奴の勢力を黄河以北に駆逐し、「万里の長城」を築いた。万里の長城は農耕民世界と遊牧民世界の境であったが、自然災害に弱い遊牧を営む匈奴は、農耕民世界から食料などを取得するため、秦漢との間に万里の長城を挟んで激しい攻防を繰り返した。

秦末漢初、匈奴は東胡を破り、月氏を負かし、砂漠以北を統一し、一大帝国を建て、さらに黄河を渡り漢王朝と雄を争った。前202年、漢の高祖劉邦は、大軍を率いて北上し匈奴を撃とうとしたが、逆に包囲された。大金をもって単于の夫人を説得して難を逃れた高祖は、「皇族の娘を単于に奉じ、匈奴に年に一定数の絮・繪・酒・米・食物を送り、兄弟の約束を結び、以って和親する」という対匈奴政策を採るようになった⁴²⁾。

前162年に漢文帝は匈奴単于に書を送り、「先帝からの制度で、長城以北は引弓の国（遊牧地帯）で、単于の命を受ける；長城以内は冠帯の室（農耕地帯）で、朕が治める。……朕と単于はともに民の父母なり」と、長城以南への侵入の停止を要請したのである⁴³⁾。この時期までの漢王朝と匈奴の関係は、事実上対等の主権国家同士であった。しかし、漢王朝は経済の回復に努める一方、他方で軍事演習を繰り返し、西北の辺境地帯への移民活動を通じて「実辺」（辺境充実）を図り、匈奴との戦争に備えていた⁴⁴⁾。つまり、「和親、通関市、給遺匈奴」⁴⁵⁾を基礎に不平等な「兄弟関係」を結ぶことは、漢王朝にとって本来やむを得ずしたことであった。

60年間の「国家無事」と「安養天下」の政策によって、漢王朝は膨大な国力を蓄えた。武帝期に入ってから匈奴に対し、紀元前133年から119年まで、13回にわたる大規模な戦争を起こし、匈奴を砂漠の北部に駆逐し、今日の甘肅省河西地域で五つの郡を設置した⁴⁶⁾。漢の武帝はさらに、前110年に匈奴に挑戦状を送り、応戦する気がなければ「称臣」せよと迫り、前101年にまた「斉の襄公が

百世以前の仇を討ち」という「春秋の大義」を名目に匈奴への復讐を誓った⁴⁷⁾。そこで弱体化した匈奴の単于は「子分のわたしはどうして漢天子を覗く度胸があるのか」と返事したのであった⁴⁸⁾。つまり、両国関係をかつての「兄弟国」同士から漢王朝の皇帝を唯一の「天子」とであると認めるようになったのである。

匈奴の「北遁」（北方への逃亡）、そして匈奴との関係の変遷に伴い、漢王朝は万里の長城の位置を次第に変えていった。前127年に河西地域において秦の長城を補修したが、前120年に現在の蘭州市から酒泉まで、前110年に酒泉から玉門までの「河西長城」を建築し、さらに前102年に匈奴の故居だったモンゴル砂漠南部において、秦代の長城より「数百里」、あるいは「千里以上」の北に位置する「漠南長城」を新築した⁴⁹⁾。

紀元前60年に匈奴帝国は内乱に陥り、前53年から呼韓邪単于及びその後の四人の単于は前後合計九人の「侍子」を漢王朝に送った。さらに前51年に呼韓邪単于は漢王朝の支持を取り付けるために来朝（「入朝」）し、漢宣帝から「匈奴単于璽」という金印を受け取った⁵⁰⁾。つまり、「称臣」、「入朝」、「質子」という「外臣国」になる三要件が成立し、漢王朝は万里の長城以外の匈奴に対して宗主権を取得したのであった。かつて武帝は匈奴の勢力を牽制するために、匈奴の南西——漢の西方——にある西域（今日の新疆ウイグル自治区に相当）に対する「経営」に乗り出した。武帝以後の昭帝と宣帝も引き続き努力し、匈奴勢力の衰退と同時に西域全域を勢力範囲に押さえることに成功した。漢王朝は西域において「都護府」を開き、西域五十カ国に対する「領護権」——指導と現地秩序を維持する権利、事実上の宗主権——を得た。

注目すべきは、漢王朝と匈奴との関係が、一貫して万里の長城を挟む「宗主国」と「外臣国」の関係ではなかった。すでに紀元前121年秋、匈奴の昆邪王は部族四万人を率いて漢王朝に「来降」

(降服しに来る)し、漢王朝は万里の長城の内側に五つの「属国」を設けて彼らを安置させたのであった²¹⁾。『後漢書』百官志によれば、「昆邪王が降服したため、(漢の武帝は)属国を増やし、都尉、丞、侯など千人を置く」、「属国」は「若干の県を持ち、民の数は郡と同様である」(「稍有分県、治民比郡」)。そして、属国内にあっては、本国の政治組織を壊さずに、匈奴の封建制度をそのまま、大きなものは小さく解体して残した²²⁾。唐代の学者によれば、「凡そ属国と呼ばれるものは、その国名が存続させられながらも漢王朝に属し、ゆえに属国と呼ばれる」²³⁾。つまり、この匈奴の人による「属国」は「内属国」だったのである。

明らかに、漢王朝は一元的「天下」のもとに、中国——内属国——外臣国という三重構造を求めている。そしてこの三重構造は、「外臣国」が「内属国」へと転換し、その外延にさらなる「外臣国」を作るという趨勢にあるものであった。

Ⅲ. 唐帝国

618年に樹立した唐王朝は、その中国国内統一を図っていくなかで、北方の遊牧民族である突厥とたびたび衝突した。とくに東突厥ハーン国が強かったため、王朝樹立以前の唐は東突厥に対して臣と称したこともあった²⁴⁾。しかし東突厥はさまざまな反唐勢力と手を組み、626年には長安の近郊にまで迫った。630年、唐は東突厥の内乱と飢饉を機に出兵し、東突厥を崩壊させ、その傘下にいた多くの西北遊牧部族にまで勢力範囲を拡大した。諸部族の首長は、唐の太宗に対し〈天可汗〉(ハーンの上に立つ君主の意)の尊称をたてまつって、唐天子が中国の皇帝であると同時に異民族の首長でもあることを認めた²⁵⁾。唐の四夷に対する統制は、ここから始まり、高句麗が668年に降順した時点まで、唐王朝の勢力範囲は東は朝鮮半島まで、西は中央アジアまで、北はシベリアの南辺まで、南はインドシナ半島にまで及んだ。

その支配下に入った周辺の非漢民族に対し、唐は基本的に「羈縻府州制度」——その民族集団の規模に応じて都督府、羈縻州、羈縻県を設置すること——を通じて支配する政策をとった。630年、唐太宗は東突厥を東西両部に分け、現在の山西・陝西・寧夏の北部に四つの州を新設して突利可汗の部族を配置し、そして頡利可汗の部族を左右二部に分けて、左が定襄都督府、右が雲中都督府という二都督府・六つの州に分けて配置した²⁶⁾。これは唐代における羈縻府州設置の始まりである。725(開元一三)年に黒水府の設置を最後に、唐は全部で856以上の羈縻府州を中国の周辺に設置し²⁷⁾、制度化したのであった。

羈は馬の手綱、縻は牛の鼻綱の意味であるが、周辺の非漢民族に対する「羈縻」とは、牛馬などを綱でつなぎとめるように、夷狄を中国の脅威にならないようつかず離れずという関係を巧みに維持することである。中華王朝が周辺の非漢民族社会を直接統治しないという特徴は、唐王朝の羈縻府州制度を通じて、ふたたび証明された。

『新唐書』地理志に「羈縻州県は、皆塞外にあり、或いは夷の部族に名を付けるだけ」、「唐が興り、初は四夷に顧みる暇がなく、太宗が突厥を平定した後、西北の諸蕃及び蠻夷は少し内属し、其の部族において州県を置いた。其の大きい者を都督府とし、その首領を以って都督・刺史となし、皆世襲できる。朝貢と賦税があるが、版籍は大体戸部には報告しない」²⁸⁾とあり、また『旧唐書』巻195によれば、貞観二〇(646)年に回紇が帰順し、「太宗はその為に六府七州を置き、府に都督、州に刺史を置いた。府州に皆長史、司馬以下の官を置いて委任した。回紇部を瀚海都督府に変え、其の俟利発の吐迷度を懷化大將軍とした。当時吐迷度はすでに自ら可汗を称し、官号を皆突厥の故事の如く設置した」²⁹⁾とある。これらの記述に従えば、羈縻府州制度の特徴を次のようにまとめることができる。

第一、羈縻府州は、民族集団の単位で、「塞外」(万里の長城以外)の異民族集団の固有の地域に設置され、府州の内部においては伝統的な社会体制も存続される。

第二、羈縻府州の首長——都督府の都督・羈縻州の刺史——の任命権は唐王朝の中央政府にあるが、みな民族の首長を以って充てられ、その世襲も認められる。

第三、羈縻府州は軍隊を保有し、唐の命令に従い出兵する義務がある。しかし「版籍」を中央政府に報告せず、つまり領土と住民の数量に従って納税する義務はない。

第四、羈縻府州は中央政府に対して定期的に朝貢し、「遣子入侍」(首長の子を皇宮の宿直にさせて、実質的な人質とする)等を行う義務を負う。

第五、中央政府は羈縻府州に長史・司馬などの官吏を派遣するが、唐王朝に対して忠誠を尽くすか否かを監視するのが彼らの主な役目だった。

つまり唐王朝は羈縻府州に対し、間接支配というより、むしろ宗主権を持つに過ぎなかった。基本的に、羈縻府州は漢代の「外臣国」のようなものであると言える。たしかに、「属国」という名称に比べ、「羈縻府州」とは、周辺の異民族集団が中国皇帝の臣民である意味合いをより強く感じさせるが、しかしそれは親近感を与える方法に過ぎないとの可能性も否定できない。例えば、648年に契丹人首領の窟哥が帰順したため、唐は松漠都督府を設置し、彼を左衛將軍兼松漠都督に任命したうえ、無極県男という爵位を与え、皇族の李という姓氏を下賜した。唐は実際に多くの帰順者に、「李」という皇族の姓を襲名させた。しかし総じていえば、冊封・朝貢・入侍など実質的な制度の面において、唐代の羈縻府州は漢代の外臣国とほとんど変わらなかった。

「羈縻府州」以外、唐王朝に「内属」する非漢民族による「正州」(正式な州)もあった。例えば、北方の胡族による「塞州」・「依州」・「契

州」、南方の越族による「高州」・「澄州」・「桂州」などである。このような「正州」は社会構造が民族社会のままで、中央政府に賦税を納め、王朝の軍事行動に参加している。その行政首長は現地民族の首長でもあるが、「唐人」もいた。注目すべきは、これらの「正州」がほとんど「羈縻府州」から昇格したものであり、その昇格の理由は、唐王朝に対して軍事的に重要だとみなされたためである⁹⁴。「中国」との関係の重要性に従って周辺の非漢民族集団を「外臣」から「内属」に「昇格」させることを制度化したことは、唐王朝による中華帝国システムへの補足でもあった。

唐王朝は万里の長城を建築することに否定的であった。しかし異民族集団を「内」・「外」に区別する際にやはり軍事的な配慮があったことは、唐王朝が決して羈縻府州を「中国」と見なさないことを物語る。かつて唐の開国の皇帝高祖は、「領域を画定する際に、山や川が内と外との境になる。遠い荒服の絶域は、法律政治が華夏と異なる。そのために昔の王は、遠人を懷柔し、目的は羈縻にあり、臣属にすることはない。朕はただ版図に応じ、四極を撫で臨み、近い人を喜ばして遠い人を来朝させ、前弊を追放し、要荒・藩服と親しむべきである」⁹⁵と述べたという。つまり、遠い異民族の社会は法律と政治が華夏と異なる。そのため、異民族を敬服・来朝させるが、直接臣属を求めず、羈縻するべきであると強調したのである。

これらの羈縻府州を管理する派出機関として、唐王朝は相次いで安西(天山南路)・安南(ベトナム)・安北(以前は燕然、管理地域は砂漠北部)・安東(遼東)と単于(砂漠南部)・北庭(天山北路)六つの都護府を設けた。東西南北の名称が語っているように、唐王朝は「四夷」の服従を達成した。そこから、唐王朝による中華帝国の構造も、一元的「天下」のもとに東西南北の「四夷」を揃え、中国——異民族による正州——

鞏磨府州という三重の円が出来上がるものであることが分かる。明らかに、漢王朝の伝統を守ったのであった。

IV. 元帝国

1234年にオゴタイ・ハーンは金朝を滅ぼし、中華文化の発祥地である「中原」を完全に大モンゴル帝国の領内に押さえた。1259年のモンケ・ハーンの死をきっかけに、ハーン位継承を巡り、二人の弟——クビライとアリク・ブケ——の間に抗争が始まった。その争いの意味はモンゴル帝国のハーンの継承ということだけではなかった。モンケ・ハーンの留守中に首都のカラ・コルムにいたアリク・ブケが西部ウルス（ハーン国）諸王の支持を得ているのに対し、燕京を拠点漢地の総督を九年間務め、当時対南宋戦争を指揮していたクビライは東部ウルス諸王の支持を得、その主な政治的資源は漢地の経済と人材であった。つまり、クビライがモンゴル・ハーンを継承することは、モンゴル帝国の政治的中心が砂漠以北にあったモンゴル人の根拠地から漢地に移り、この地政的変化に従い帝国の変質も起こりうることを意味する。

争いの末クビライが勝ったが、西部のウルスは事実上独立した。クビライは中央アジアの諸モンゴル・ハーン国に対して宗主権しか持たず、その実質的支配領域が、アルタイ山脈以東に限られたモンゴルの本拠地と漢人の地域であり、治下における民衆の大半は漢人となった。以前から漢のルールで漢の民を支配する（「以漢法治漢民」）必要性を感じたクビライは、1260年5月に「即位詔」において「祖述変通、正在今日」（先祖の教えを変えるのは、まさに今日にあり）と宣言し、モンゴル帝国の中国化を始めたのであった。

かつてモンゴル帝国には元号制度がなかった。クビライは六月に「中統」——中原正統の意——という元号を立て、「法『春秋』之正始、体大『易』之乾元」（「中統建元詔」）と、中国王朝

の皇帝に変身した⁸⁴。対南宋戦争において常に勝利を得ていた1271年、クビライはさらに『易経』の「乾元」の意から「元」という国名を付け、「元」を中国の「古制」に沿って建てられた中国王朝の正当な継承者であると位置付けたのである⁸⁵。

大モンゴル帝国が中国の王朝と最も異なるのは、「武功迭興、文治多缺」（「即位詔」）であった。クビライは「祖宗以武功創業、文化未修」⁸⁶と繰り返し強調し、文治国家への志向を表明した。彼は即位してから、中国の王朝の官制を取り入れて六部からなる中書省を設け、宮殿・太廟・社稷・帝号・避諱・朝儀・文書などの文化制度を徐々に整備し⁸⁷、中国王朝の政治と文化制度を取り入れた。

中国を支配するにはやはり儒学への対応という問題があった。元の初期にクビライは『論語』・『大学』・『中庸』・『孟子』、いわゆる「四書」のモンゴル語への翻訳を命じた。1287年の国子監の設置を始め、方の路・府・州・県においてそれぞれ「官学」と呼ばれる学校も次第に整備した。元代の学校は、廟学とも呼ばれることから、その多くは孔子廟と一緒に作られて儒学を学ぶ学校であったことが分かる。元代において、一部の儒士は官吏になりたがらず、書院の教師になる人が多かった。書院教育がこの時代において特に発達した理由は、元政府の書院に対する介入が少なかったことにもあった。

クビライによるモンゴル帝国の中国化に対し、西部の諸王はモンゴルの慣習が異なるのに、今日漢地にとどまり、都市を建設し、儀礼文化の制度においても漢法を用いる根拠は何か、と質問した⁸⁸。彼らの強い抵抗感から、クビライの「附会漢法」はモンゴルの伝統から大きく逸脱していたことが分かる。しかしクビライの政策は、「既存漢法又存国俗」、「稽列聖之洪規、講前代之定制」（「中統建元詔」）というものであり、「列聖」とはモンゴル帝国諸代のハーン、「前代」とは中国歴代王朝、

元の皇帝は同時に二つの身分——漢人にたいしての皇帝とモンゴル人に対するハーン——を有するのであった⁴⁰⁾。

モンゴル支配者は「大元」を取り入れてからも「大モンゴル国」の国名を放棄せず、元代の紀年も漢とモンゴルの方式を併用し、一部の地域において蒙古語を公用語にした⁴¹⁾。元に入ってから皇帝を選ぶ場は、事実上クリルタイ (quriltai, 部族議事会) ではなくなったが、君主の正当性を示す手段として、クリルタイの形式は存在し、モンゴルの伝統を守る一面を示した⁴²⁾。皇帝が即位する際、必ずモンゴルの伝統的儀式を終えてから、中原王朝の儀礼に従って参拝を受けることになる。皇帝の死後に送られた「廟諱号」も、必ず漢語とモンゴル語の二つがあり、例えばクビライの廟号は、漢語の「世祖」とモンゴル語の「薛禅合罕」(賢明なハーン) であった。皇帝の誕生から埋葬までの一連の儀式は、元の皇帝はあくまでモンゴル人皇帝であることを示している。

多くの面において、モンゴルの民族的伝統は、元の支配者がモンゴル人であることを漢人に意識させるために維持された。モンゴル人が「国族」、モンゴル語が「国語」、パスパによって作られたモンゴル文字が「国字」とされた。クビライが即位してから、漢人儒士の「今日は四海が一家になり、万国が集まって来るし、朝廷の礼を制定しなければならぬ」⁴³⁾との提言を受け入れ、1269年に朝廷儀礼(朝儀)を制定し、重要な行事に用いたが、「しかし宗親との会食、大臣への宴会招待には、なお本来の慣習が多い」という⁴⁴⁾。いわゆる「本俗之礼」とは、モンゴル帝国時代の宮廷の礼儀であり、「国礼」とも言う。あらゆる「国礼」に、漢人の参加は許されなかった。

こうした元朝の政治と文化制度における民族的二元性(中華文化とモンゴル文化)は、地域構造の政治性格にもあきらかに反映された。元以前にモンゴル帝国が高原に立てた首都——カラ・コル

ム——は実に小さい町であった⁴⁵⁾。クビライは前後して燕京地区に上都と大都を建設した。首都の建設は、「行国」から「城国」へ移行したかに見えるが、クビライが燕京地区を首都とした理由のひとつは、「モンゴリア、中国全体を包み込む新型の政治統一体を構想する場合、燕京地区はほぼその中央に位置し、地勢上、最適とおもわれる」⁴⁶⁾ことにあった。この「新型の政治統一体」のもと、「中国全体」に九つの「行中書省」——中央政府の出先機関——が置かれ、「モンゴリア」——元帝国が直接支配するモンゴル地域——に「嶺北等处行中書省」(行省)が置かれた。そして、「中国」と「モンゴリア」をつなぐ大都と上都のある中書省の直轄地域——「腹里」、宣政院が管轄する吐蕃(チベット)地域を加え、元帝国はそれぞれ異なる統治策を通じて直接支配する四つの地域があった。

「中国」において、元は中央集権を貫徹し、行省の下に宋朝以来の慣行にそって路・府州・県といった州県制を実施した。しかし「モンゴリア」である嶺北行省において、人々は依然としてチンギス・ハーン時代からの千戸・百戸などといった伝統的社会組織に編成された。そのことは、各家庭が平時には遊牧生活を営むが、戦時に兵丁を出して膨大な軍事集団を瞬時に構成することを意味する。元は嶺北行省に大軍を駐屯させ、行省の丞相も朝廷の重臣をもってすえることが多かった。

元の歴代の皇帝はモンゴル帝国時代のハーンと同じように、死後モンゴルの伝統的なシャーマニズム的儀式のもと、嶺北行省内にある「起輦谷」に埋葬される。その際、漢人官僚の参加は認められなかった⁴⁷⁾。モンゴル族の根拠地を重んじ、それを「中国」から遮断することは、中央アジアのモンゴル諸王の反乱に対抗するためだけではなく、杉山正明氏の表現をかりていえば、「クビライ帝国そのものは、けっして中華王朝となったわけではない。あくまで中華王朝の方式の一部導入

であり、新型の世界国家構想のなかのひとつの柱としたこと」⁴⁸⁾を象徴することであった。

V. 清帝国

清朝は元朝と同じように政治文化制度において民族的二元性、支配原理において地域的多元性を維持した王朝である。清朝は中国支配の過程において、漢人との関係について、皇帝によって、時期によってさまざまな反応を示した。しかし中華王朝であることについては否定しなかった。清王朝が正真正銘の中華王朝であると、積極的に主張したのは雍正帝であった。

1728年、曾静による反清事件が起こった。曾静は湖南の知識人であり、彼は呂留良の影響を受け自分の著作『知新録』のなかで、清朝の中国支配が、「夷狄が天朝を窃盗し、華夏を汚すことなり」と言い、「華・夷の区分は、本来君・臣の倫理より大切。華と夷は、人間と物の境なり、中国において第一の義理なり」、「人間と夷狄との間には、君臣の分がなし」と、「華夷思想」の文脈で清朝による中国支配の正当性を否定した⁴⁹⁾。

雍正は曾静にたいする尋問とその供述、ならびにこの事件に関する一連の上諭を集め、『大義覺迷録』という書名を付けて、翌年に公刊した。それによれば、雍正は「韓愈が曰く、中国で夷狄なりし、これを夷狄と見るべし。夷狄で中国なりし、これを中国と見るべし。……人倫を尽くせば人間と言うべし、天理を滅ばせば禽獣と言うべし、華夷で人間と獣を区別することは不可なり」と、華夷の区別は文化によるものであると強調したうえで、「本朝は天下を得る理由は、いたずらに兵力の従事にあらず、……兵は十万に過ぎず、15省の天下を服従させ、道德による感化なり。皇天が眷顧し、民心が従い、天下が帰心した」、「徳が内近の者にあれば、大統は内近に集まり、徳が外遠の者にあれば、大統は外遠に集まる」と清朝による中国支配の成立は、「徳」を有するからだ」と強調

した⁴⁷⁾。

雍正は清朝が中国史上最大の領土を有したことでその中国支配の正当性を主張した⁴⁸⁾。清朝による中国領土の拡大は、その性格から言えば、西南地域における「改土帰流」と西北地域における「藩部支配」の二つのタイプに分類できる。

元代と明代に、中国西南地区では「土司制度」が実施されていた。それは基本的に、現地の原住民を種族と部族の単位で分別し、中央政府に対する政令の受け入れ・朝貢・納税を前提に、原住民の酋長を土司・土官に任命し、彼らに現地の慣習法にしたがって地域を統治する権利および世襲権を与えて間接統治するということである。土司と土官の区別は、土司は軍政と民政の双方を管理し、交通の不便な辺地・山地に設置され、土官は民政を司り、中国内地に近い「夷漢雑居」あるいは経済が比較的発達した地域に設置されることになっていた。ある統計によれば、明代では武官系列に入る土司の数が960名で、文官系列に入る土官の数が648名であった⁴⁹⁾。土司と土官の管轄地域は、一括して「土司地域」と呼ばれた。

明代において、土司地域での儒学教育が盛んに行われ、辺境の中国内地化に大きな効果を上げた。土司制度は、実は中華文化の広がり及びそれに基づく民族融合——非漢民族の漢化——に効果的な環境を提供した⁵⁰⁾。特に科挙制度が土司地域にまで普及することは、土司階層の中国人化に一層の弾みをつけた。明代半ば以降、土司勢力の強い抵抗を押さえ、「改土帰流」——土司を廃止し、朝廷が任命する流官が派遣され、内地同様の州県制統治が行われること——が強引に進められた。改土帰流の性格は、王朝による非漢民族地域に対し、間接統治をやめ、直接統治に移すことである。「中華」のフロンティアが前進した背景には、明王朝による南洋への開拓が新しい「南蛮」をあいっいで製造したことがあった。

清朝は西南地域における支配を確立していくな

かで、明代以来1078家の土司土官を承認した他に、順治による中国西南部の征服・康熙による三藩の乱の平定と雍正による青海征服を中心に、さらに数百家の新しい土司を立てた⁶¹⁾。しかしそれと同時に、改土帰流も早くは順治・康熙期にその兆しを見せた。かつて康熙初年において、すでに貴州省の管轄下の11府40州県においてすべて儒学校が設立され、書院は最も多いときには、133カ所にも達した⁶²⁾。『皇朝文献通考』によれば、康熙帝はまた「土司子弟」・「苗民」が「漢人と一緒に試験をうける」(「与漢人一体考試」)、つまり科挙試験を受験するよう命じたという。土家族地域では科挙を受ける知識人がますます増えるにつれて、民族文化と漢文化との合流現象さえ起こった⁶³⁾。

大規模な改土帰流は、雍正期に始まり、1726年から1731年まで、反乱する土司・法を犯した土司・後継者が欠如する土司・後継を巡って争う土司・土地返上を申し立てる土司は、次から次に廃止された。雍正に雲貴総督に任命され、改土帰流の現場指揮に当てられたオルタイ(鄂爾泰)は、その「改土帰流疏」において、土司制度による「以夷治夷」イコール「以盗治盗」であると、土司制度を根本から否定し、「改土帰流」こそ「一勞永逸」(一度の苦勞で永久に楽をすること)であると主張している。乾隆年間に貴州の改土帰流が完成してから、漢人による移民を通じて「化苗為漢」(苗族を漢人に変える)ということも考えられ、貴州の苗族に対して漢人の姓を強要し、漢族戸籍として登録させていた⁶⁴⁾。改土帰流において、清朝政府は漢人と同じ立場であることを繰り返し強調した⁶⁵⁾。

清代の改土帰流の性格は、周辺地域の中国内地化、非漢民族の漢人化であった。人口と土地の調査を通じて、保甲制のもとに中国の普通の地域社会に再編させ、「崇文治、正人心、変風俗」が提唱された。面白いことに、近代中国人の民族意識を端的に表す「漢奸」という言葉は、なんとこの

雍正期において、清朝が改土帰流に対して不都合なことをする漢人を呼ぶ言葉として登場したのであった。

たとえば、『清實録』の『世宗憲皇帝實録』巻五十二に次のような記述があった。「壬子、上回宮。雲貴総督鄂爾泰、遵旨議奏、候補道判管旆条陳事宜。一、漢姦宣禁。查辺境逞凶莫如頑苗、而頑苗肆惡、專仗漢姦。……」(壬子の日、皇帝は皇宮に戻った。雲貴総督の鄂爾泰は、旨を奉じ候補道判の管旆の陳情を奏した。一、漢奸を禁ずるべし。辺境地帯で凶をのさばる者は頑苗以上の者なし、しかし頑苗が悪をのさばることは、専ら漢奸を頼むと察する)。

清朝は中国西北地区のモンゴル・チベットと回疆を藩部とした。西南地区における「改土帰流」の中国化の方向とまったく異なり、清朝の「藩部支配」は、少なくとも社会構造と文化的次元で、辺境地域の中心地域への均質化をもとめず、「因其教不改其俗」、故意に現地民族社会の伝統を維持させるものであった。

しかし、清朝は藩部地域首領の外国との接触を制限し、場合によっては直接の通信も禁止した⁶⁶⁾。周知のように、清朝は、すでに1689(康熙28)年にロシアとの間の「ネルチンスク条約」を通じて、近代的な領土・辺境・主権意識を持ち始めた⁶⁷⁾。1727(雍正5)年には、清朝はさらにロシアと「キャフタ条約」を結んでいる。明らかに、康熙・雍正の時代において、清朝はすでに領土・辺境・主権意識のもと、中国国内の非漢民族と外国とを区別することができた。換言すれば、清王朝はその主権地域を「中国」と「藩部」とに二元的に区別をしたのであった。

清朝の藩部支配は、実質上、満州族によって作られられた西北諸民族の政治同盟であった。清朝は、中華と藩部との二分化によって、各民族を漢族と区別し、そしてモンゴル地域でジャサク制、チベットでダライ・ラマを首領とする「政教一致」

の制度、回疆でベク制など、現地民族の有力者を用いた間接支配の制度を通じて、満州族との民族的親近感を引き出そうとした。その目的は、藩部の諸民族を満州族の味方にして、内地の漢族を牽制することにあった。少数民族として中国を支配する王朝である清朝にとって非漢民族勢力を自己の陣営に取りこむことはきわめて重要であった⁶⁹。

この民族的政治同盟体を維持するために、さまざまな制度改正がおこなわれ、とくに政治制度が新しく整備された。皇帝制度において皇帝や皇族の結婚対象はモンゴルと「回」まで拡大し、万里の長城のそとにある熱河という北京と満州を繋ぐ行在が事実上藩部の首都にされた⁷⁰。この政治同盟体に関する事務をおこなう中央官庁は、1636年に「蒙古衙門」として発足し、中央政府の吏・戸・礼・兵・刑・工の六部と同じ地位が与えられた「理藩院」であった。一人の額外侍郎（定数外の副大臣）がモンゴル人であるのを除き、理藩院の首長（尚書・侍郎）のポストは「満缺」と定められ、満州族のみが任命された。理藩院は順治・康熙・乾隆時代の改造をへて、1761年に回疆を専管する徠遠司が設立されると、徠遠司と典属司・王会司・理刑司・旗籍司・柔遠司の六つの部門をもつようになり、『欽定蒙古律例』、『欽定理藩院則例』と『欽定回疆則例』などの藩部特別地域専用の法律もしだいに整備された。

清朝は藩部地域への漢族の流入を禁止し、漢族商人に対しても許可制とし、限定された地域で商業活動を行うよう、厳しい制限をくわえた⁷¹。その目的は、藩部の人々と漢人との交流を防ぐことにあった。清朝は、中華文化の藩部への蔓延にも神経を使い、藩部の人々による中華文化の学習を禁止し、公印にも漢字が刻まれなかった。そして現地に駐在する将軍・大臣のポストもみな「満缺」か「旗缺」（満州族あるいは八旗出身のモンゴルと漢人のみが任命されるポスト）にした⁷²。こうした民族的統治策は、藩部の人々の国家意識と中

国人意識の形成を妨げ、近現代中国の民族問題の起因になった。そして同時に、清朝末期に起こった漢人による反満的民族革命の理由でもあった。

いうまでもなく、領土を地域的に「中華」と「藩部」に二分し、「藩部」をもって「中華」を牽制する「藩部支配」は、清朝による中国支配構造の一面に過ぎない。中国内地における中華的支配と西南地区における「改土帰流」を、あわせてみる必要がある。言い換えれば、清朝の支配構造における地域的多元性は、清朝が同時に中華王朝という国家的性格と、満州族政権という民族的性格をもつことに由来するものである。

VI. むすび

以上のように、歴史上の中華帝国は、構造上、政治、文化、そして地理的に、漢人支配者による「多重型」と異民族支配者による「多元型」の二つの類型に分類できる。

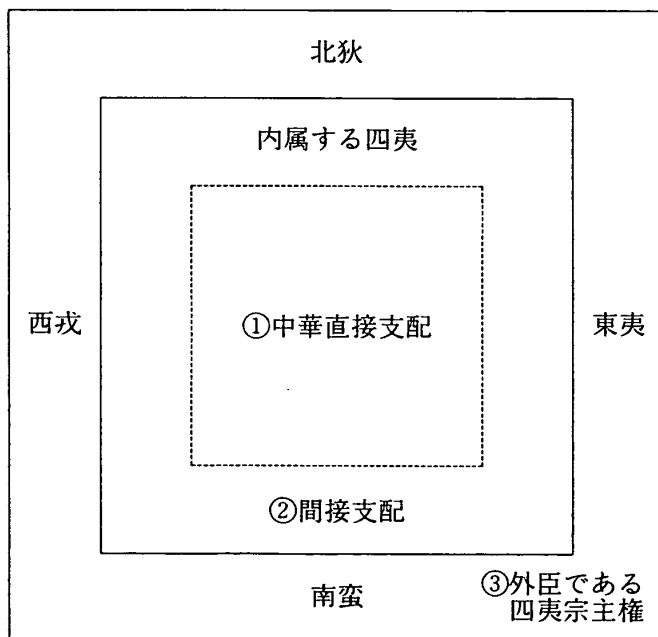
多重型の中華帝国システムは基本的に三重構造からなる。中央から数えれば、「中国」——「四夷」による「内属国」（漢）・「正州」（唐）——「四夷」による「外臣国」（漢）・「羈縻府州」（唐）になる。政治的關係からみれば、中華帝国は、「中国」と「四夷」による「内属国」・「正州」に対して主権をもつが、「四夷」による「外臣国」・「羈縻府州」に対して宗主権しかもたない。そして、支配の形態からみれば、中華帝国は「中国」を直接支配するが、「四夷」による「内属国」・「正州」に対して間接支配のかたちをとり、現地民族に「自治」をさせる。「四夷」による「外臣国」・「羈縻府州」に対して日常的な支配力を持たず、影響力の行使が主な関与形式である。

しかし、多重型の中華帝国システムにおいて、「中国」と「四夷」はあくまで相対的なものである。つまり「中国」に対し、「内属国」・「正州」も、「外臣国」・「羈縻府州」も「四夷」となるが、「中国」＋「内属国」・「正州」に対して、

「外臣国」・「羈縻府州」が「四夷」となり、その際の「中国」の意味は「中国」+（「四夷」による）「内属国」・「正州」となる。中華帝国システムにおいて文明共同体と政治共同体のサイズが必ずしも一貫して一致しないことが、近代以降中国の辺境地帯に関する主権・宗主権論争の一因でもある。

漢王朝も唐王朝も、東西南北の四方において、異民族（「四夷」）をその勢力範囲に押さえることに務めた。そのため、多重型の中華帝国システムは地理的に同心円の構造になる。漢王朝と唐王朝の例をみれば、この同心円の構造において、四夷による「外臣国」が「内属国」になる（漢）、「羈縻府州」が「正州」（唐）に昇格することは可能である。内属する「四夷」を「中国」に転換する例は、明清時代になってからの「改土帰流」を通じてみることができる⁴²。当然、逆の方向性も考えられるが、実例は乏しい。すなわち、多重型の中華帝国システムにおいて直接統治領域と主権領域が拡大し、さざなみのように次第に周辺へ広がる方向性をもっている。

図1 多重の天下の構造



①、②は主権の領域、③は宗主権の領域
文化的視点では①は中華、②、③は四夷
政治的視点では①、②は中国、③は四夷

基本的に、「中国」において発祥する中華王朝は、「一元的天下」、「三重的構造」、「周辺の四夷」という三つの要素を備える中華帝国システムを目指す（図1）。そして、「中国」以外に発祥し、後に軍事力をもって「中国」に入った征服王朝は、中華王朝に変身しつつも民族的性格を捨てられず、「中華」を牽制するため、政治的資源として「中華」以外に純粋な「民族」の根拠地を保留するという多元的帝国構造を目指した（図2A, 2B）。

中国史上において非漢民族が建設した王朝は、五胡十六国時代の前趙から清朝まで複数あった。自ら中華であると主張するかいなかにかかわらず、次の要件で計れば中華王朝と見なすことができる。①、「中国」に都を構え、漢人地域に対して中国伝統の中央集権制を実施すること。②、皇

図2A 多元的天下の構造（元代）

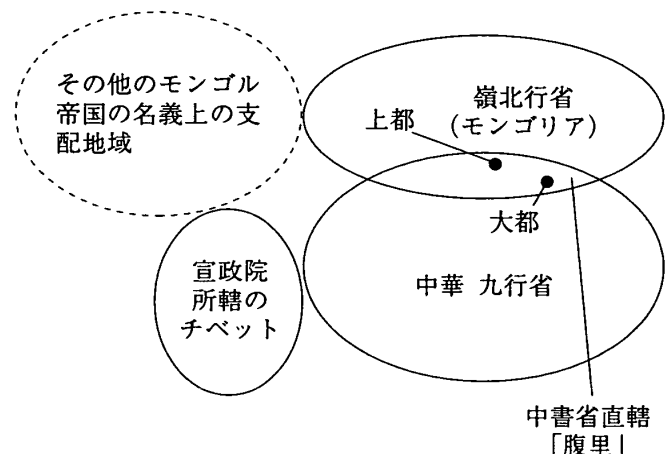
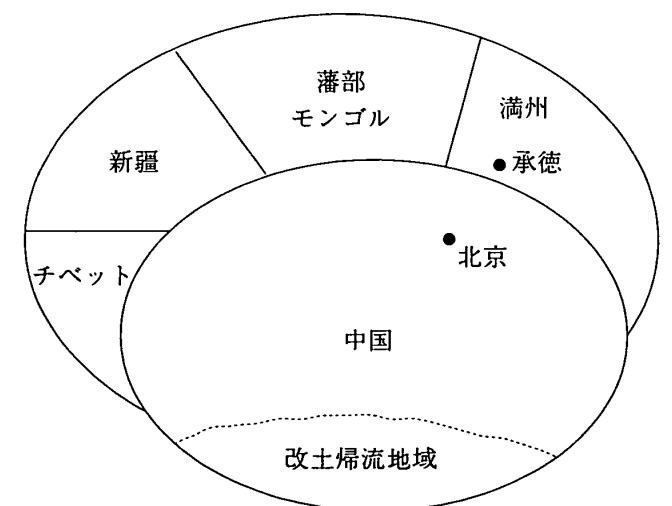


図2B 多元的天下の構造（清代）



帝制度、宮廷制度、元号制度、正史、暦など一連の中国伝統の政治文化制度を採用すること。③、学校・科挙制度の導入と漢人儒士の重用を通じての儒学の受容。言い換えれば、征服王朝による「中華帝国システム」の構築は、まず自民族と「中華」との関係の処理から出発するものであった。

中国史上における征服王朝は、みな北方の騎馬民族や狩猟民族によるものであり、そしてだいたい「民族」の強調から「中国」の強調へと移行するプロセスを辿った。その主な理由は、征服王朝を建立した民族集団は、人数において「中華」より圧倒的に小さいことにあった。農業民族の「中華」が戦闘力のある「騎馬民族」に征服されたという「民族的」憎悪が薄れるまで、征服王朝は自らの支配を維持するために、最初必ず「民族的」性格を強調する。元は蒙古・色目・漢人・南人、清は満・蒙・旗・漢という序列からなる民族的身分制度も導入し、他民族の力を借りて「中華」に対する支配を維持した。

しかし、多元型の中華帝国システムは、空間的にも時間的にも、相対的であった。征服王朝のなか、「中国」全域を押さえたのは、わずかモンゴル族による元王朝と満州族による清王朝のふたつだけであった。これらの王朝はともに、帝国の主権領域において「支配民族」対「中華」のような二元的構造を作るが、宗主権領域の存在によって二元構造の主権領域を囲む「四夷」を形成していた。つまり、相対的多元が絶対的多重によって包囲されている。

「中華」の世界には、中央集権制の政治伝統があった。そのため、征服王朝は「中国」において必ず直接支配体制を敷いた。しかし、中央集権制の直接支配体制を堅持すればするほど、帝国システムの政治的重心が「中国」の部分に移る。このような政治的重心の転移は、支配者の「民族的」アイデンティティを「中華」に改造する契機を内

包するものであった。そのため、多元型の中華帝国システムが多重型の中華帝国システムへの移行は、征服王朝が普通の中華王朝への変身と同時進行するものであった。

中国は現在、960万km²の領土を有する多民族統一国家である。漢、唐、元、清の実例を総合的にみれば、この領土拡大と多民族国家形成に対して、漢人による多重型中華帝国システムが大きく寄与したというより、むしろ征服王朝のもとにある中華帝国システムの変化というパターンがより重要な役割を果たした、という結論も得られるであろう。

[注]

- (1) 例えば、アメリカ人研究者J.K.フェアバンクは次のように述べていた。「(ヨーロッパと対照的に) 中国においては、国家は文化全体と完全に重なりあうのが理想であった。国家と文化とはほとんど融合していた。このことは、中華帝国という統一と帝国外のすべてのものに対するその卓越という二つの大きな政治的神話に、紀元前221年の秦の統一以来、中国が執着してきた過程の中に見ることができる。」J.K.フェアバンク著、市古宙三訳『中国』東京大学出版会、1972年、108頁。
- (2) 『史記』秦始皇本紀。
- (3) 1975年、中国湖北省雲夢県の秦代の墓から「属邦」と明記された竹簡や「属邦」に関する法律条文が書かれた竹簡が出土された。「属邦」を明記する竹簡は一つしかなかった。その全文と訳は以下に記する。「道官相輸隸臣妾・収人、必署其已稟年月日、受衣未受、有妻母有。受者以律続食衣之。属邦」。(「道官の隸臣妾・収人を相輸すには、必ずその已に稟せし年月日、衣を受けしか未だ受けざるか、妻有りや有る母しや、を署せ。受けし者には律を以て続けて之を食衣せしめよ。属邦」)
- (4) 『史記』南越尉佗列伝、東越列伝、朝鮮列伝。

- (5) 『史記』西南夷列伝。
- (6) 『史記』南越尉佗列伝。
- (7) 「請比内諸侯，三歲一朝，除辺関。」
- (8) 漢武帝（紀元前140—前87年在位）は南越，西南夷など「内属」した異民族地域に郡県制を導入したが，しばしばその首領を「王」に封じ，土着の異民族支配者を通じて間接統治を行ったのである。
- (9) 『史記』東越列伝。
- (10) 「漢法」の「法」は広義的に解釈すれば「作法」であり，文化的意味を持つが，古代中国の文化制度と政治制度が不可分の関係にあったため，法律という近代の用語で限定することは難しいが，政治制度も含まれていると考えられる。
- (11) 「二千年之政，秦政也」。譚嗣同『仁学』。
- (12) 「奉宗室女公主為单于閼氏，歲奉匈奴絮・繪・酒・米・食物各有数，約為昆弟以和親」『史記』匈奴列伝，『漢書』匈奴伝。
- (13) 「先帝制，長城以北引弓之國，受命单于；長城以内冠帶之室，朕亦制之。……朕与单于為之父母」『史記』匈奴列伝。
- (14) 『漢書』匈奴伝。
- (15) 『史記』匈奴列伝。
- (16) 『史記』匈奴列伝，『漢書』匈奴伝。
- (17) 「高皇帝遺朕平城之憂，高后時单于書絶悖逆，昔齊襄公復百世之讎，春秋大之」『史記』匈奴列伝。
- (18) 「我兒子安敢望漢天子，漢天子我丈人行也」『史記』匈奴列伝，『漢書』匈奴伝。
- (19) 艾衡『中国的万里長城』三秦出版社，1994年，43—48頁。
- (20) 『漢書』匈奴伝。
- (21) 「秋，匈奴昆邪王殺休屠王，并将其衆合四万余人来帰降。置五属国以处之」『漢書』武帝紀元狩二年。
- (22) 手塚隆義「前漢の投降胡騎に就いて」『蒙古』84号。鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』日本學術振興會，1962年，329頁より。
- (23) 「凡言属国，存其国号而属漢朝，故曰属国」顏師古『漢書』注。
- (24) 陳寅恪「論唐高祖称臣於突厥事」『陳寅恪先生文史論集』香港文文出版社，1973年，69—80頁。
- (25) 熊德基「唐代民族政策初探」『歷史研究』1982年第6期，50—51頁。
- (26) 『新唐書』卷194。
- (27) 林立平「隋唐の辺疆政策」『中国古代辺疆政策研究』中国社会科学出版社，1990年，155頁。
- (28) 「羈縻州県，皆傍塞外，或寓名於夷落」「唐興，初未暇於四夷，自太宗平突厥，西北諸蕃及蠻夷稍稍内属，即其部落列置州県。其大者為都督府，以其首領為都督・刺史，皆得世襲。雖貢賦版籍多不上戸部」『新唐書』地理志。
- (29) 「太宗為置六府，七州，府置都督，州置刺史。府州皆置長史，司馬以下官主之。以回紇部為瀚海都督府，拜其俟利発吐迷度為懷化大將軍，時吐迷度已自称可汗，置官号皆如突厥故事」『旧唐書』卷195。
- (30) 劉統『唐代羈縻府州研究』西北大学出版社，1998年，63—66頁。
- (31) 「画野分疆，山川限其内外，遐荒絶域，刑政殊於函夏。是以昔王御宇，懷柔遠人，義在羈縻，無取臣属。朕祇忘宝函，撫臨四極，悅近来遠，追革前弊，要荒藩服，宜与和親」『冊府元龜』帝王部・来遠。
- (32) 史衛民『大一統——元至元十三年紀事』三聯書店，1994年，9頁。
- (33) 「建国号曰大元，蓋取易经乾元之義」『建国号詔』。
- (34) 『元史』外夷列伝。
- (35) 『元史』世祖本紀。
- (36) 「本朝旧俗与漢法異，今留漢地，建都邑城郭，儀文制度，遵用漢法，其故何如」『元史』高智躍伝。
- (37) 姚大力『漠北来去』長春出版社，1997年，13

- 頁。
- (38) 「河南福建行中書省請詔用漢語，有旨以蒙古語諭河南，漢語諭福建」『元史』世祖紀。
- (39) 史衛民，前掲書，84頁。
- (40) 「今四海一家，万国会同，朝廷之礼不可不肅」『元朝名臣事略』卷12徐世隆事略。
- (41) 「而大饗宗親，錫宴大臣，猶用本俗之礼為多」『元史』礼樂志。
- (42) 杉山正明『世界史を変貌させたモンゴル——時代史のデッサン』角川書店，2000年，83—84頁
- (43) 杉山正明，同上書，98頁。
- (44) 史衛民『元代社会生活史』中国社会科学出版社，284頁。
- (45) 杉山正明『クビライの挑戦——モンゴル海上帝国への道』朝日新聞社，1995年，130頁。
- (46) 「夷狄盜竊天朝，染汚華夏」「蓋以華夷之分，大於君臣之倫。華之与夷，乃人与物之分界，為域中第一義」「人与夷狄無君臣之分」『大義覺迷錄』卷2。『大義覺迷錄』，中華書局所藏雍正年間刻本，中国社会科学院歷史研究所清史研究室編『清史資料』第4輯，中華書局，1983年。
- (47) 「以德在内近者，則大統集於内近，德在外遠者，則大統集於外遠」「明代自嘉靖以後，君臣失德」「本朝之得天下，非徒事兵力也。……世祖章皇帝入京師時，兵亦不過十万。夫以十万之衆，而服一五省之天下，豈人力所能強哉。実道德感孚，為皇天眷顧，民心率從，天与人歸」「上天厭弃内地無有德者，方眷命我外夷為内地主」『大義覺迷錄』卷1。
- (48) 「自我朝入主中土，君臨天下，併蒙古極辺諸部落俱歸版図，是中国之疆土開拓広遠，乃中国臣民之大幸，何得尚有華夷中外之分論哉」『大義覺迷錄』卷1。「合蒙古中国成一統之盛，併東南極辺番彝諸部俱歸版図，是從古中国之疆宇，至今日而開廓」同，卷2。
- (49) 龔蔭『中国土司制度』雲南民族出版社，1992年，57—62頁。
- (50) 何毛堂・李輝南「土司制度对桂西民族融合的促進作用初探」『中南民族学院学報』1987年第1期，48—52頁。
- (51) 龔蔭『中国土司制度』雲南民族出版社，1992年，115頁。
- (52) 韋啓光「儒学文化对貴州少数民族文化的影響」『貴州社会科学』1996年第3期，63—64頁。
- (53) 蘇曉雲「土家族地区改土帰流之我見」『中央民族大学学報』1977年第4期。
- (54) 民国期『貴州通志』前事志，19頁，陳涛「改土帰流以来湘西黔東北的民族關係」『貴州民族研究』1985年第1期より。
- (55) 潘洪鋼「清代乾隆朝貴州苗区的屯政」『貴州文史叢刊』1986年第4期，20頁。
- (56) 『欽定新疆識略』卷3，『欽定回疆則例』卷8。
- (57) 張羽新「清代前期各民族統一觀念的歷史特徵」『清史研究』1996第2期，34頁。
- (58) 林恩顯『清朝在新疆的漢回隔離政策』台湾商務印書館，1989年，152頁。
- (59) 皇帝は熱河でモンゴルと回疆の王公・チベット僧侶と会うようになってからのこと。それ以前，清朝の皇帝は避暑地として熱河を使った以外に，ここで「木蘭秋狩」——滿州族とモンゴル族が参加する軍事演習の性格をもつ狩獵活動——を行つた。そのため，政治的な意味で熱河は本来「八旗」の拠点であつた。
- (60) 『大清歷朝実録・高宗実録』卷746。
- (61) 同上書，卷612。
- (62) 四夷による「外臣国」が「内属国」になる（漢），「羈縻府州」が「正州」（唐）に昇格させる際，政治的關係と支配の形態を変えただけで済む。それに対し，内属する「四夷」が「中国」に転換する際，文化な改造もおこなわなければならない。いうまでもなく後者の場合に抵抗が強いが，皮肉にも主權と宗主權に関して近代に後遺症を残さなかつた。